

ご遺族支援コーナー業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

ご遺族支援コーナー業務委託の事業候補者は、港区の業務委託に当たって、自治体での経験等があり、ご遺族が抱える問題や地方自治体での手続き業務等についての理解が高く、仕様書の業務を適切に遂行できる人員体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区ご遺族支援コーナー業務委託に係る事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和8年1月29日（木）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明10分、質疑20分程度。）

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、第二次審査の際は、参加表明書で記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者も同席し、全体で5名以内としてください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

ア 実施日時

令和8年2月16日（月）

イ 実施場所

第一次審査通過事業者に別途通知します。

ウ 結果通知

令和8年2月17日（火）までに、第二次審査参加の全ての事業者に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び第二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価基準（視点）

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価基準（視点）
業務に関する実績	地方自治体におけるご遺族支援・おくやみコーナー等の関連事務実績を有し、専門能力、知識を備えているか。【様式4】
業務責任者の専任性	業務責任者が他の業務を担当せず、本件について専任となっているか。【様式5】
業務従事予定者の専門性	業務の経験が豊かな担当者を配置しているか。【様式5】
業務実施体制	配置前及び配置後の従事者教育についての考え方、教育内容、実施計画が業務遂行に十分か。 区から独立した責任体制（指揮・命令）及び意思決定手順について業務遂行に十分な体制か。 区との連絡体制、従事者との連絡体制、情報伝達方法の構築に努めているか【様式6】
個人情報保護・マイナンバー・情報セキュリティ対策について	個人情報保護に関する対策、措置が十分か。 マイナンバーを含む特定個人情報の安全管理措置遵守に関する考え方や方法が具体的に示され、適切な対応が見込めるか。 プライバシーマークの付与以外に、個人情報保護に関する資格を取得しているか。【様式7】
業務の提供水準について	サービスの高い水準を維持するための方法、対策等について明確に述べられ、専門的な知識・経験を有し安定的なサービス提供が見込めるか。【様式8】 <ul style="list-style-type: none">・ 庁内手続きのワンストップサービス、効率改善の提案・ ご遺族の利便性向上の提案・ 区役所以外の手続きをフォローする提案・ 相談者への接遇の提案
利用率向上に関する取組について	ご遺族支援を必要としている方に届く効果的な広報・イベント等の取組が提案され、コーナー周知、利用率向上が期待できるか。【様式9】
労働諸法令の遵守及び労働環境の確保について	業務遂行上、労働諸法について理解し、労働環境の確保に適切に取り組めるか。従事者の継続した就業、人材確保及び定着ができる体制の構築に努めているか。【様式10】
企画提案書の内容について	<ul style="list-style-type: none">・ 業務内容の理解度・ 実施方針の適格性・ 工程計画の的確性・ 業務を実施する場合の独創性と実現性
独自提案内容	区と港区社会福祉協議会の高齢者向け施策、権利擁護の事業、その他社会的資源と連携した独自の提案があり、区に有益な内容で実現が期待できるか。【様式11】

地域貢献活動項目の有無	加点項目に該当しているか。 ・区内事業者優遇 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業 ・子育てサポート企業 ・女性活躍推進企業 ・障害者雇用
見積価格	積算根拠は適切か。

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価基準(視点)
実施体制、要員配置、要員教育について、責任体制について	期間内に必要な業務遂行が十分に見込める実施体制が期待でき、実現性が高いものとなっているか。 業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
個人情報保護、特定個人情報の取扱についての認識・姿勢	個人情報保護、特定個人情報の取扱に対する考え方方が明確で適切な対応が見込まれるか。
業務提供水準について	専門的な知識・経験を有し、業務全般において、安定的なサービス提供が期待できるか。
業務遂行に対する姿勢	業務遂行に対する姿勢に誠意が強く感じられるか。 本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。 区に有益な独自の提案があり、実現可能性が高い内容になっているか。
質疑応答の的確さ	委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

4 地域貢献活動項目の評価 と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

- 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点 5 % 加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者
(登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者)

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内外に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。

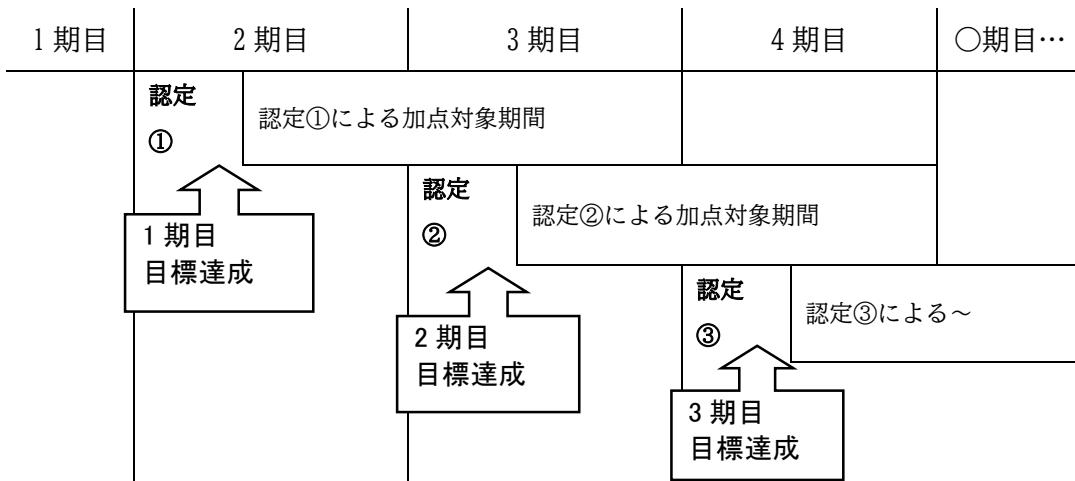
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し

国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（または、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

5 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和7年12月4日（木）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和8年1月7日（水）正午をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。
締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3（1）記載の評価項目等について評価をします。
なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を目安に選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和8年4月1日以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。